

令和 5 年度

第 1 回 第二農地部会定例会議事録

令和 5 年 4 月 28 日（金）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和5年度 第1回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年4月28日(金) 午後3時
会 場 ユートピアくびき希望 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

19番	上野 栄一	1番	小山 一成	2番	五十嵐 隆一
5番	岸田 健	9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一
20番	竹原 よし子	18番	長瀬 一成	22番	山本 誠信
21番	望月 博	24番	笠原 浩一		

(2) 農地利用最適化推進委員 (13名)

(安塚区) 高波 澄男
(浦川原区) 井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一 田邊 清一
(牧区) 米川 尚登 金井 薫 中川 正道
(柿崎区) 長井 恒夫 小池 孝志 宮川 武彦
(頸城区) 上井 康二
(吉川区) 中嶋 琢郎 常山 哲夫

2 欠席委員

(1) 農業委員…17番 岩崎 欣一

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 大島 伸一
(三和区) 福原 弥 高橋 浩一

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男		
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦		
牧区駐在室	室長	小林 精子		
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己		
頸城区駐在室	主任	関間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	橋立 理		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2 番 五十嵐 隆一 5 番 岸田 健

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時 それでは、これより令和5年度第1回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>2番 五十嵐 隆一 委員、5番 岸田 健 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次に、「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げていましたが、今回で任期が最後でありますので、皆さんで憲章の唱和をお願いいたします。前段を読み上げますので、皆さんその場でご起立し、ご唱和をお願いいたします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪安塚区駐在室の議案≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について≫</p>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件をご説明いたします。議案書は1頁、番号2101番をご覧ください。

この案件は、認定農業者である担い手が、農地中間管理機構を通じて貸付人8名の農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は2頁の対象農用地リストのとおりです。

なお、この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号2501番をご覧ください。

譲渡人が労力不足のため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定4件を説明いたします。

2頁、番号2506番から3頁、番号2509番をご覧ください。

この案件は、いずれも人農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。具体的な対象農地等は、4頁から6頁の市長が中間管理機構に提出した別紙「対象農地等リスト」のとおりです。中間管理機構の立場で作成されているため、借入契約者は中間管理機構が借り入れる者、農地でいえば土地所有者、貸付者は中間管理機構が貸し付ける者、農地でいえば耕作者となっています。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

なお、これら4件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

＜大島区駐在室の議案＞

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1頁、番号2901番と2902番の2件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定5件をご説明いたします。2頁、番号2934番から3頁、2938番をご覧ください。

番号2934番から2938番は、これまで別の借り手との間で利用権を設定されていましたが、借受人が労力不足となったため、新たに地域の担い手へ貸し付けるものです。

これら5件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号3304番から3307番までの4件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付1件、他者に貸付予定2件、休耕1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定6件を説明いたします。2頁、番号3327番から3頁、番号3332番をご覧ください。

駐在室

新規案件2件について説明いたします。

3頁、番号3331番は、前耕作者の労力不足により、新耕作者と利用権を設定するもの、また、3332番は、新規に利用権を設定するものです。新規案件以外の残りの4件については、期間満了による再設定です。

これら6件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。4頁をご覧ください。

契約期間満了に伴い農地中間管理機構を介して再契約するものです。

具体的な対象農地は、5頁の対象農用地リストのとおりです。

なお、この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

<<柿崎区駐在室の議案>>

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局

の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、3744 番から 2 頁、3749 番までの 6 件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付 4 件、他者へ貸付予定 2 件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

五十嵐委員

3745 番、3746 番の離農に至った理由について、差し支えなければ教えてください。

柿崎区
駐在室

ガルシア・バランコ・エミリオさんは、柿崎区の地域おこし協力隊を経て、黒岩集落で農業経営をしていましたが、経営に行き詰まり離農されたのでこの度、届出があったものです。

議 長

五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員

了解した。

議 長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 37 件のうち、特徴的な案件のみ説明いたします。

3 頁、3844 番から 10 頁、3880 番をご覧ください。

4 頁、3848 番は、労力不足に伴い、合意解約により所有者へ返還された農地を近隣で耕作している譲受人へ貸し付けるものです。

3849 番は、労力不足に伴い、自作地を近隣で耕作している譲受人へ貸し付けるも

のです。9 頁、3875 番は、利用権設定の更新手続きがされていなかったため、改めて設定するものです。3876 番は、前耕作者の労力不足に伴い、近隣で耕作している譲受人へ貸し付けるものです。

10 頁、3879 番は、これまで保全管理されていた農地を隣接で耕作している譲受人へ貸し付けるものです。

なお、これら 37 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。11 頁、3701 番から 3703 番をご覧ください。

3701 番、3702 番は、これまで円滑化団体を通じた契約でありましたが、契約期間が満了したため、農地中間管理機構への貸借に切り替えるものです。

3703 番は、これまで農地中間管理機構を通じて、別の借手が耕作していましたが、集約化を図るため、隣接で耕作している譲受人へ貸し付けるものです。

具体的な対象農地は、12 頁から 14 頁の対象農用地等リストのとおりです。

なお、これら 3 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

〈大潟区駐在室の議案〉

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願ひします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告します。1頁、番号4605番から2頁、番号4609番の5件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付予定4件、他者へ貸付1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

〈報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について〉

議 長

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

3頁、番号4601番と4602番の2件をご覧ください。

番号4601番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積502㎡に倉庫・作業所を建築するため転用するものです。

番号4602番は、大潟区四ツ屋浜地内の登記簿地目「畑」、面積221.00㎡に車庫を建築するため転用するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

4頁、番号4602番と4603番の2件をご覧ください。

番号4602番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積280㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。

番号4603番は、大潟区潟町地内の登記簿地目「畑」、4筆244.91㎡を駐車場用地として利用するため売買するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請」について、事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。

5頁をご覧ください。

番号4604番は、新規就農者の要望による所有権の移転です。

譲受人の状況は、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」賃借権設定2件をご説明します。

6頁をご覧ください。番号4663番は、報告第1号の関連案件で、合意解約後、新たに利用権を設定するものです。

番号4664番は、契約期間満了に伴う再設定です。

いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

大滝委員

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の農地転用届出書」の位置図が付いていないが、よいのか。

大潟区 駐在室	許可案件は位置図を添付しますが、届出書の場合は、1,000 m ² を超える案件のみ位置図を添付することとしています。
大滝委員	了解した。
議 長	他にありませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長	<p>≪頸城区駐在室の議案≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>1頁、番号5307番から、2頁、番号5311番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号5307番、5308番は農地中間管理機構へ貸し付け、番号5309番、5310番は他者へ貸し付け、番号5311番は、他者へ売却です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><u>＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。3頁、番号5303番をご覧ください。

頸城区松橋地内の登記簿地目「畑」、面積 1,365 ㎡を共同住宅として利用するため、売買するものです。4 頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞

議 長

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

5 頁、番号 5301 番をご覧ください。

頸城区天ヶ崎地内の農地を「車庫兼堆雪場兼家庭菜園兼来客用駐車場」として利用するものです。

6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、現在隣接する土地に居住しておりますが、敷地が手狭で形状が悪く、農作業や自動車の駐車に不便であったため、譲渡人の同意のもと、以前から申請農地を車庫兼堆雪場兼家庭菜園兼来客用駐車場として利用していましたが、農地転用に必要な手続きを行っておりませんでした。

昨年、住宅を新築した際に当該農地についても整理したいと考え、今回の申請に至りました。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。

転用に当たり、汚水は発生せず、雨水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

なお、今回の許可申請に併せ、今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。8頁、番号5389番及び番号5390番をご覧ください。

いずれも譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。

なお、これら2件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

続きまして、貸借権設定21件について、事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

9頁、番号5391番から、13頁、番号5411番をご覧ください。

番号5394番から番号5396番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。

なお、これら21件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」貸借権設定5件を説明いたします。14頁をご覧ください。

これら5件は、認定農業者である担い手が、農地中間管理機構を通して農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、16頁から18頁の対象農用地等リストのとおりです。

なお、これら5件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

《吉川区駐在室の議案》

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。

1頁、番号6201番から番号6203番までの3件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。

なお、番号6202番と6203番は農地利用集積円滑化団体を通じた賃貸借であり、同一の農地に係る解約です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。

2 頁、6202 番から 6204 番の 3 件をご覧ください。

番号 6202 番と 6203 番は、財産処分のため、贈与により所有権移転するものです。

番号 6204 番は、移住により農地付き住宅を取得するため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。

なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 13 件について、説明いたします。

3 頁、番号 6314 番から 5 頁、番号 6326 番をご覧ください。

3 頁、番号 6314 番から番号 6316 番の 3 件は再設定、他の 10 件は新規設定です。

4 頁、番号 6317 番と 6318 番は、農地利用集積円滑化団体を通じた契約が満了したため、新たに相對契約で利用権を設定するものです。

4 頁、番号 6319 番と 6320 番は、これまで別の借手が耕作していましたが、農地

集約のため、新たな耕作者と利用権を設定するものです。

4 頁、番号 6321 番から 5 頁 6326 番は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、更新手続きが遅れたため、新たに利用権を設定するものです。

いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 4 件を説明いたします。

6 頁、番号 6202 番から 7 頁、番号 6205 番をご覧ください。

これら 4 件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、8 頁、9 頁の対象農用地リストのとおりです。

なお、これら 4 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。

番号8693番は、これまで利用権を設定していた譲受人へ売買により所有権移転するものです。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

続きまして、貸借権設定17件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定17件を説明いたします。議案書は2頁から6頁をご覧ください。

2頁、番号8684番、4頁、8696番、8697番の3件は新規設定、他の14件は再設定です。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。6頁をご覧ください。

これまで農協を介した円滑化事業により利用権を設定していた農地について、契約期間満了に伴い、農地中間管理機構を介して再契約するものです。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

上野部会長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

上野部会長

何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。
長時間のご審議、ご苦勞様でした。

柿崎区
駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。

柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p> <p>(岸田職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和5年度第1回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> <p>午後3時45分終了</p> <p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>